

平成28年度 加東市空き家等対策審議会次第

日時：平成29年3月28日（火）10時

場所：加東市役所4階 402会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員委嘱

4 委員紹介

5 会長及び副会長の選出

6 協議事項

(1) 加東市空き家等対策審議会について (資料1)

(2) 加東市の空き家等対策について (資料2-1、-2、-3)

(3) 今後のスケジュールについて (資料3)

(4) その他

7 閉 会

加東市空き家等対策審議会委員名簿

	委員氏名	選出団体等	選出区分
1	ながさわ のりやす 長澤 憲保	国立大学法人 兵庫教育大学	識見を 有する者
2	やまもと ひろし 山本 浩史	一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会	
3	にしやま かつとし 西山 勝敏	一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会	
4	たなか ちひろ 田中 千裕	公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会	
5	たなか たくま 田中 琢磨	兵庫県司法書士会	
6	うちほり てつや 内堀 哲也	兵庫県土地家屋調査士会	
7	みき ひでふみ 三木 秀文	加東市区長会	市民を 代表する者
8	たなか かずみ 田中 和美	加東市民生児童委員連合会	
9	むらかみ かずゆき 村上 和幸	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所	関係行政 機関の職員
10	しんかい ひでのり 眞海 秀成	加東市市民生活部生活課	
11	こばやし かつなり 小林 勝成	加東市地域創造部まち未来課	
12	おおはし かつあき 大橋 勝彰	加東市まち・農整備部地域整備課	

加東市空き家等対策審議会について

- 1 **設置目的**（加東市空き家等対策審議会設置要綱第 1 条）
市の総合的な空き家等対策について検討するため、加東市空き家等対策審議会を置く。
- 2 **役割**（加東市空き家等対策審議会設置要綱第 2 条）
審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - ① 空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
 - ② 前号に定めるもののほか、空き家等の適正な管理に関すること。
- 3 **委員**（加東市空き家等対策審議会設置要綱第 4 条）
 - (1) 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - ① 識見を有する者
 - ② 関係行政機関の職員
 - ③ 市民を代表する者
 - ④ その他市長が必要と認める者
 - (2) 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 **会議**（加東市空き家等対策審議会設置要綱第 7 条）
 - (1) 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
 - (2) 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - (3) 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 **会議の公開について**（加東市の会議の公開に関する指針第 3 条）
会議は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開に努めるものとする。
 - ① 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
 - ② 加東市情報公開条例第 7 条各号に規定する不開示情報を含む事項について審議する場合
 - ③ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

加東市の空き家等対策について

1 取組の背景

近年、少子高齢化や家族形態の変化等から、全国的に空き家等が増加しており、今後、空き家問題が深刻化していくものと予想されています。

加東市では、平成25年7月に「加東市空き家等の適正な管理及び有効な活用に関する条例」、「加東市空き家等情報登録制度要綱」（以下「空き家バンク」という。）を制定し、規制と活用の両面から取組を進めています。

このような状況の中、国では、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を完全施行し、空き家等は私有財産であることを前提にしつつ、住民に最も身近な市町村が地域の実情に応じた空き家等対策に主体的に取り組む方針を示しました。

これを受け、当市においては、平成28年度に市内の空き家や空き地の現状を把握するため、実態調査を実施し、平成29年度には、この実態調査及び意向調査の結果を踏まえた総合的な計画を策定し、事業の展開を図りたいと考えています。

平成25年	7月	「加東市空き家等の適正な管理及び有効な活用に関する条例」施行 「加東市空き家等情報登録制度要綱」施行
平成26年	2月	兵庫県地域住宅政策協議会「空き家等対策ガイドライン」策定
	11月	「空家等対策の推進に関する特別措置法」公布
平成27年	2月	「空家等対策の推進に関する特別措置法」一部施行
	5月	「空家等対策の推進に関する特別措置法」完全施行
平成28年	6月	「加東市空き家等対策審議会要綱」施行
平成29年	3月	加東市空き家等実態調査の取りまとめ

2 加東市の空き家の現状

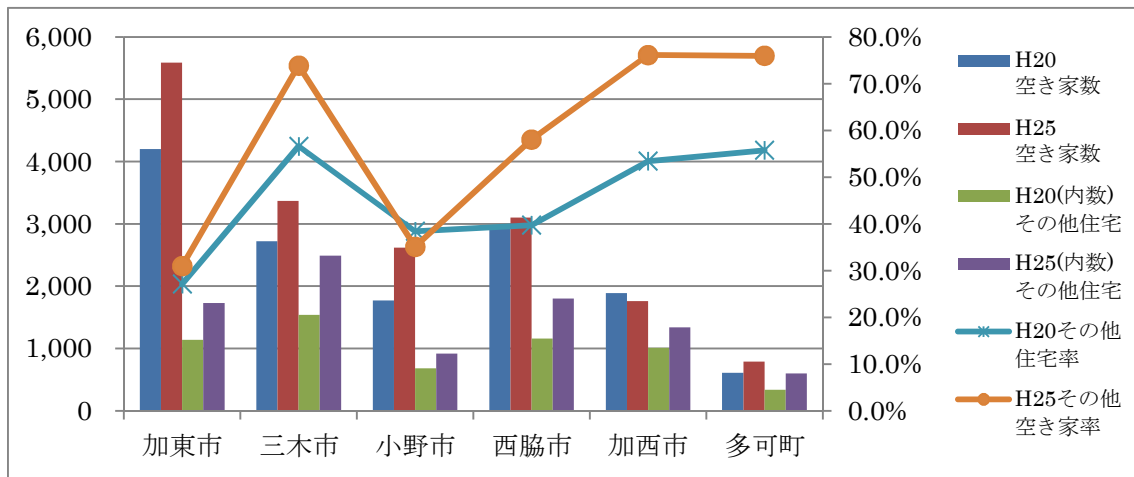
加東市でも空き家数は増加傾向にあり、平成25年住宅・土地統計調査では、5,590戸となっており、平成20年と比較すると、約1,400戸が増加しています。

本市の空き家が存在する割合が多い原因としては、市内では賃貸住宅や、別荘などの二次的住宅が多数あることが大きな要因と言えます。また、発生原因としては、世帯分離等による新築家屋等への転居や所有者としての認識が低いなどが挙げられます。

調査結果にある「その他住宅」とは、空き家から別荘などの二次的住宅、賃貸及び売却用住宅を除いた住宅で、賃貸市場や売却市場に出されることなく、管理されないまま老朽化する恐れが高い住宅で、本市においては、「その他住宅」の割合が近隣市と比べると低いことがうかがえます。

また、市が平成28年度において実施した空き家等実態調査では、2,345件の調査対象物件のうち、1,606件を「空き家と推定される物件」として判定しました。

(1) 近隣市の総住宅数、空き家数及び空き家率の動向



平成25年住宅・土地統計調査結果 (総務省統計局)

(2) 加東市における管理不全な空き家に対する取組状況

情報提供数	行政指導等						改善済数
	助言	指導	勧告	公表	命令	代執行	
19	16	0	0	0	0	0	12

(平成29年2月末現在)

(3) 加東市空き家等実態調査の結果 (速報)

単位：件

空き家件数	建築物の用途					
	一戸建の住宅	長屋	共同住宅	店舗併用住宅	店舗・事務所	その他(共同住宅、倉庫ほか)
1,606	1,218	20	18	55	95	200

3 空き家等対策計画について

空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）により、空き家等対策計画に関する事項が定められています。

(1) 効果的な空き家等対策計画の作成の推進（法第6条第1項）

市町村は、その区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空き家等に関する対策についての計画（以下「空き家等対策計画」という。）を定めることができる。

(2) 空き家等対策計画に定める事項（法第6条第2項）

空き家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 空き家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空き等の種類その他の空き等に関する対策に関する基本的な方針
- ② 計画期間
- ③ 空き等の調査に関する事項
- ④ 所有者等による空き等の適切な管理の促進に関する事項
- ⑤ 空き等及び除却した空き等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- ⑥ 特定空き等に対する措置、その他の特定空き等への対処に関する事項
- ⑦ 住民等からの空き等に関する相談への対応に関する事項
- ⑧ 空き等に関する対策の実施体制に関する事項
- ⑨ その他空き等に関する対策の実施に関し必要な事項

(3) 加東市の空き家等対策計画について

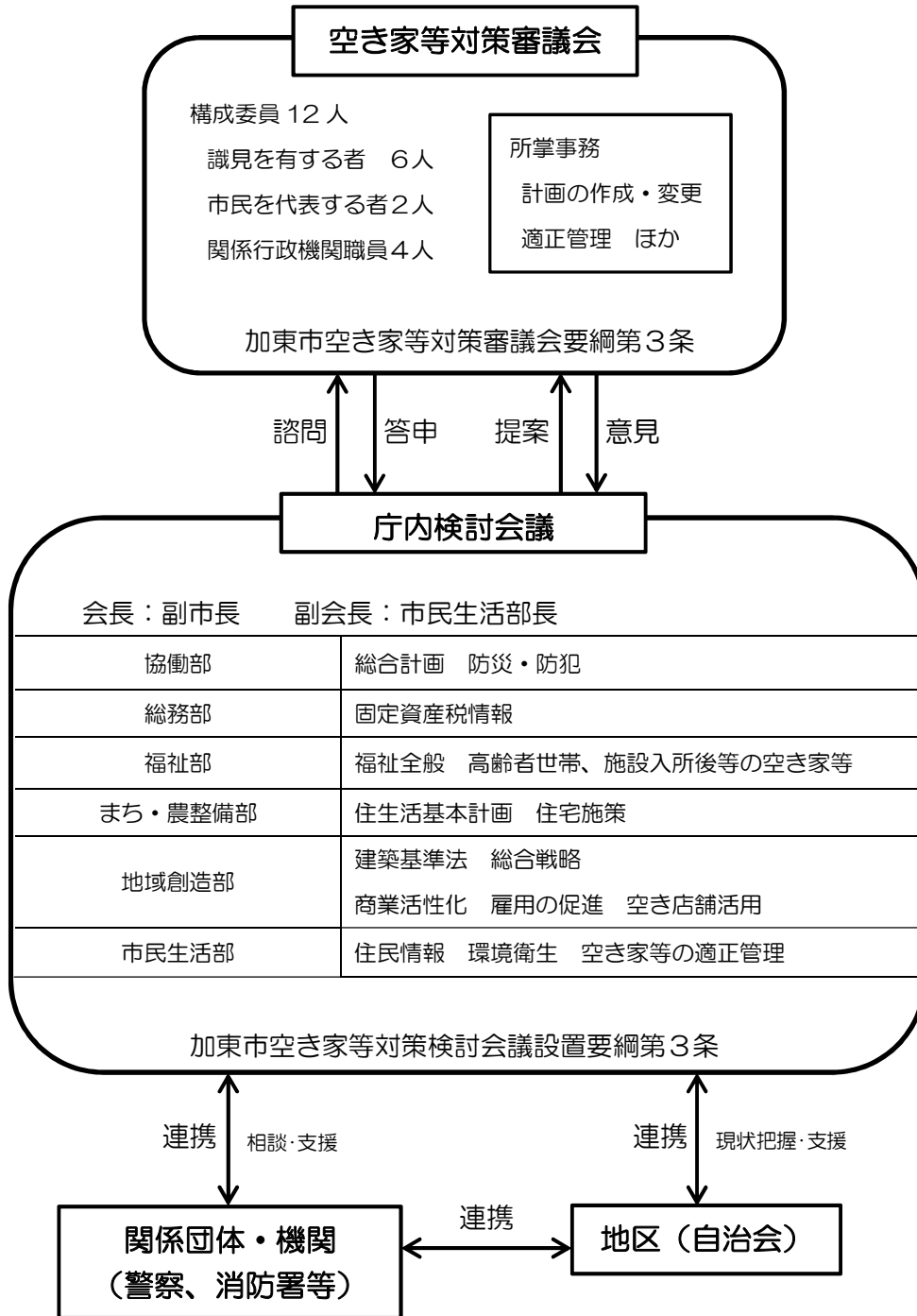
法の理念、市の総合戦略を踏まえつつ、地域の実状、特性に応じた空き家対策を総合的かつ計画的に推進するために、空き家の現状を把握し、規制と活用の両面から空き家等対策を推進するものとする。

空き家等対策にあたっての基本方針

- 空き家の実態把握
- 市民の安全・安心を確保するための実効性のある対応
- 地域の活性化に向けた活用の促進
- 実現に向けた多様な連携

平成28年度に実施した実態調査・意向調査を踏まえて、平成29年度に空き家等対策審議会の意見を聴き、庁内検討会議の運営のもとに市が計画を策定します。

(4) 加東市空き家等対策計画策定体制のイメージ



1 調査件数

調査対象件数	2,345 件	（水道使用状況、住宅地図データ等から抽出）
↓ （利用実態あり：734件 公道から確認不可：5件）		
空き家と思われる件数	1,606 件	

2 空き家と思われる物件の状況

区 分		件 数	割 合
ランクA	管理に問題なく、現況のまま利用可能	650 件	40.5%
ランクB	管理は行き届いてないが、比較的小規模な修繕で利用可能	524 件	32.6%
ランクC	倒壊の可能性はないが、現況のままの利用は困難	320 件	19.9%
ランクD	倒壊の可能性があり、損傷が大きいなど、現況のままの利用は不可能	112 件	7.0%
合 計		1,606 件	100.0%

3 第三者に危害を与える可能性の有無

(1) 可能性の有無

	件 数	割 合
あり	68 件	4.2%
なし	1,538 件	95.8%
合計	1,606 件	100.0%

(2) 第三者に危害を与える可能性のある箇所（複数選択あり）

	件 数	割 合
門・塀	3 件	4.1%
雑 草	1 件	1.4%
竹 木	24 件	32.4%
ゴ ミ	5 件	6.8%
屋根材	11 件	14.9%
外壁材	10 件	13.5%
建 物	13 件	17.6%
ベランダ	1 件	1.4%
物 置	3 件	4.1%
その他	3 件	4.1%
合計	74 件	100.0%

4 空き家と思われる活用の可能性

区 分		件 数	割 合
ランクA	売却、賃貸が容易	422 件	26.3%
ランクB	売却、賃貸の期待性あり	487 件	30.3%
ランクC	売却、賃貸の期待性が低い	355 件	22.1%
ランクD	売却、賃貸が容易困難	342 件	21.3%
合 計		1,606 件	100.0%

5 空き家と思われる物件の用途

	件 数	割 合
戸 建 住 宅	1,218 件	75.8%
長 屋 住 宅	20 件	1.2%
共 同 住 宅	18 件	1.1%
店 舗 併 用 住 宅	55 件	3.4%
店 舗 、 事 務 所	95 件	5.9%
そ の 他 (倉庫、車庫等)	200 件	12.5%
合 計	1,606 件	100.0%

Ⅱ 建物の利用実態等に関するアンケート結果（利用意向調査）（調査期間：平成29年1月11日～1月27日）

1 調査件数

空き家と 思われる件数	1,606 件
----------------	---------



（所有者が特定できなかったもの：42件）

アンケート 送付件数	1,564 件
---------------	---------



アンケート 回収件数	683 件
アンケート 回収率	43.7 %

2 調査内容と調査結果

■ 空き家と思われる建物（建築場所の地番を表記）

■問1 上記の建物は、あなた又はご親族その他の関係者が所有されているということで間違いありませんか。

選択肢	件数	割合
1 間違いなし	602 件	94.8%
2 心当たりがない	33 件	5.2%
小計	635 件	100.0%
(無回答)	48 件	7.0%
合計	683 件	

⇒調査終了

■問2 建物の所有者と土地（敷地）の所有者を教えてください。

選択肢	建物		土地（敷地）	
	件数	割合	件数	割合
1 ご自身	442 件	81.4%	493 件	85.4%
2 他の方と共有	17 件	3.1%	20 件	3.5%
3 親族	58 件	10.7%	45 件	7.8%
4 親族以外の方	12 件	2.2%	5 件	0.9%
5 相続手続き中なので 決まっていない	8 件	1.5%	9 件	1.6%
6 最近、譲渡、売却した	6 件	1.1%	5 件	0.9%
小計	543 件	100.0%	577 件	100.0%
(無回答)	59 件	9.8%	25 件	4.2%
合計	602 件		602 件	

■問3 建物についてお聞きします。

□問3-1 建物の築年数と部屋数を教えてください。

<建物の築年数>

区 分	件 数	割 合
～10年	16 件	3.1%
11年～20年	53 件	10.1%
21年～30年	136 件	26.0%
31年～40年	115 件	21.9%
41年～50年	88 件	16.8%
51年～60年	35 件	6.7%
61年～70年	18 件	3.4%
71年～80年	13 件	2.5%
81年～90年	11 件	2.1%
91年～100年	27 件	5.2%
100年～	12 件	2.3%
小計	524 件	100.0%
(無回答)	78 件	13.0%
合計	602 件	

(建築基準法の新耐震基準
: 1981年6月1日適用)

<住宅の部屋数(台所、浴室、トイレは除く)>

区 分	件 数	割 合
～ 3室	167 件	38.7%
4室～ 6室	172 件	39.9%
7室～ 9室	60 件	13.9%
10室～12室	28 件	6.5%
13室～	4 件	0.9%
小計	431 件	100.0%
記載なし	93 件	15.4%
(無回答)	78 件	13.0%
合計	602 件	

<住宅以外の用途(上記との重複記載あり。)>

選 択 肢	件 数	割 合
1 事務所、店舗	9 件	3.6%
2 倉庫	119 件	47.4%
3 その他	123 件	49.0%
合計	251 件	100.0%

※その他の主なもの：別荘32件、使用していない(空き家)13件、物置9件など。

□問3-2 過去に大規模な改修を行ったことはありますか？ある場合は、改修の内容について教えてください。

<大規模改修の有無>

選択肢	件数	割合
1 ある	206 件	37.1%
2 ない	315 件	56.8%
3 わからない	34 件	6.1%
小計	555 件	100.0%
(無回答)	47 件	7.8%
合計	602 件	

<改修した時期>

区分	件数	割合
～ 5年前	38 件	20.5%
6～10年前	39 件	21.1%
11～15年前	28 件	15.1%
16～20年前	26 件	14.1%
21～25年前	8 件	4.3%
26～30年前	19 件	10.3%
31～40年前	15 件	8.1%
41～50年前	10 件	5.4%
51年前～	2 件	1.1%
小計	185 件	100.0%
(無回答)	21 件	10.2%
合計	206 件	

<改修した箇所(複数回答あり。)>

選択肢	件数	割合
1 外壁	66 件	12.1%
2 屋根	105 件	19.2%
3 内装	59 件	10.8%
4 台所	81 件	14.8%
5 お風呂	83 件	15.2%
6 トイレ	95 件	17.4%
7 耐震改修	5 件	0.9%
8 バリアフリー	11 件	2.0%
9 その他	41 件	7.5%
合計	546 件	100.0%

※その他の主なもの：ベランダ10件、増築5件、床3件など。

■問4 建物は、現在どのような使われ方をされていますか？

選択肢	件数	割合
1 居住している	65 件	14.1%
2 空き家である	191 件	41.3%
3 帰省先や別荘として一時使用	99 件	21.4%
4 倉庫（物置）として使用	82 件	17.7%
5 その他	25 件	5.4%
小計	462 件	100.0%
(無回答)	140 件	23.3%
合計	602 件	

⇒調査終了

上記「5 その他」の用途（複数回答あり。）

選択肢	件数	割合
a 店舗	2 件	5.0%
b 事務所	6 件	15.0%
c 工場、作業所	9 件	22.5%
d その他	23 件	57.5%
合計	40 件	100.0%

※その他の主なもの：車庫4件、倉庫2件など

□問4-1 どのくらいの頻度で使用（建物に訪問）していますか？

区分	件数	割合
月に 3日程度	87 件	49.4%
月に 4日～ 6日程度	43 件	24.4%
月に 7日～ 9日程度	5 件	2.8%
月に10日～12日程度	10 件	5.7%
月に13日～15日程度	4 件	2.3%
月に16日～20日程度	15 件	8.5%
月に21日～25日程度	5 件	2.8%
月に26日以上	7 件	4.0%
小計	176 件	100.0%
(無回答)	30 件	14.6%
合計	206 件	

区分	件数	割合
年に3日程度	56 件	53.3%
年に 4日～ 6日程度	24 件	22.9%
年に 7日～10日程度	20 件	19.0%
年に11日～20日程度	3 件	2.9%
年に48日程度	1 件	1.0%
年に50日程度	1 件	1.0%
小計	105 件	100.0%
(無回答)	101 件	49.0%
合計	206 件	

□問4-2 空き家になったきっかけ、次のうちどれですか？

選 択 肢	件 数	割 合
1 転勤	4 件	1.3%
2 相続（実家であったが、ご両親が亡くなられた等）	76 件	24.2%
3 施設への入所、病院への入院	25 件	8.0%
4 別の住まいに住み替えた	49 件	15.6%
5 別荘として購入	74 件	23.6%
6 借主がいなくなった	26 件	8.3%
7 その他	60 件	19.1%
小計	314 件	100.0%
（無回答）	223 件	41.5%
合計	537 件	

※その他の主なもの：高齢等6件、所有者不在6件、老朽化4件など。

□問4-3 どれぐらいの期間、空き家状態が続いていますか？

選 択 肢	件 数	割 合
1 1年未満	15 件	4.7%
2 1年以上5年未満	95 件	29.7%
3 5年以上10年未満	61 件	19.1%
4 10年以上	149 件	46.6%
小計	320 件	100.0%
（無回答）	217 件	40.4%
合計	537 件	

□問4-4 空き家のままにしている理由は何ですか？（複数回答あり。）

選 択 肢	件 数	割 合
1 自分たち（親族や知人）で使いたい、使う予定があるから	86 件	13.5%
2 自分たち以外の人に使ってほしくないから	24 件	3.8%
3 売却の準備中だから	48 件	7.6%
4 賃貸活用の準備中だから	15 件	2.4%
5 売却、賃貸しようとしたがうまくいかなかったから	70 件	11.0%
6 物置代わりに使用しているから	65 件	10.2%
7 老朽化していて使用できる状態ではないから	73 件	11.5%
8 取り壊すと固定資産税が高くなるから	63 件	9.9%
9 取り壊す費用が高いから	98 件	15.4%
10 権利関係の整理（相続手続等）ができていないから	21 件	3.3%
11 その他	72 件	11.3%
合計	635 件	100.0%

※その他の主なもの：高齢4件、交通の便4件、放置4件など。

□問4-5 問4-4の理由の中で最も大きな理由となっている選択肢の番号を解答欄に記入してください。

選 択 肢	件 数	割 合
1 自分たち（親族や知人）で使いたい、使う予定があるから	43 件	15.8%
2 自分たち以外の人に使ってほしくないから	4 件	1.5%
3 売却の準備中だから	28 件	10.3%
4 賃貸活用の準備中だから	4 件	1.5%
5 売却、賃貸しようとしたがうまくいかなかったから	48 件	17.6%
6 物置代わりに使用しているから	26 件	9.5%
7 老朽化していて使用できる状態ではないから	22 件	8.1%
8 取り壊すと固定資産税が高くなるから	10 件	3.7%
9 取り壊す費用が高いから	30 件	11.0%
10 権利関係の整理（相続手続等）ができていないから	9 件	3.3%
11 その他	49 件	17.9%
合計	273 件	100.0%

■問5 どのくらいの頻度で管理（日常点検、掃除や換気、草むしりなど）をされていますか？

選択肢	件数	割合	
1 週に数回程度	66 件	14.8%	(1日：9件)
2 月に数回程度	136 件	30.5%	(2日：7件)
3 業者（不動産業者等）に委託している	24 件	5.4%	
4 年に数回程度	126 件	28.3%	
5 ほとんど管理していない	91 件	20.4%	
6 わからない	3 件	0.7%	
小計	446 件	100.0%	
(無回答)	91 件	16.9%	
合計	537 件		

□問5-1 あまり管理をしていない又は管理の頻度がわからない理由は何ですか？（複数回答あり。）

選択肢	件数	割合
1 管理すべき人が他にいる	15 件	3.5%
2 遠くに住んでいるため難しい	144 件	33.3%
3 時間の余裕がなくて難しい	95 件	22.0%
4 体力的に難しい	77 件	17.8%
5 管理にかかる費用がもったいない	28 件	6.5%
6 誰が管理するのか決まっていない	6 件	1.4%
7 近いうちに取り壊す予定だから	17 件	3.9%
8 その他	50 件	11.6%
合計	432 件	100.0%

※その他の主なもの：今以上の管理は必要ない5件、交通手段5件など。

□問5-2 管理をしてお困りのことはありますか？（複数回答あり。）

選択肢	件数	割合
1 遠くに住んでいるので大変	121 件	26.8%
2 時間を確保することが難しい	91 件	20.2%
3 他にやってくれそうな人がいない	47 件	10.4%
4 出費がかさむ	59 件	13.1%
5 体力的につらい	71 件	15.7%
6 その他	62 件	13.7%
合計	451 件	100.0%

※その他の主なもの：草刈4件、交通の便3件

□問5-3 普段主に管理されている方は誰ですか？

選 択 肢	件 数	割 合
1 自分または自分の家族	248 件	79.0%
2 その他親族	14 件	4.5%
3 ご近所の方	4 件	1.3%
4 その他知人	1 件	0.3%
5 不動産業者	17 件	5.4%
6 管理専門業者	6 件	1.9%
7 その他	24 件	7.6%
小計	314 件	100.0%
(無回答)	223 件	41.5%
合計	537 件	

■問6 管理を業者に委託することについてどうお考えですか？

選 択 肢	件 数	割 合
1 委託したい（既に委託している）	36 件	8.6%
2 料金次第では考える	71 件	16.9%
3 委託する考えはない	267 件	63.4%
4 その他	47 件	11.2%
小計	421 件	100.0%
(無回答)	116 件	21.6%
合計	537 件	

※その他の主なもの：自分で出来る年齢まではやってゆく12件、売却を検討8件など。

■問7 今後、建物をどのように活用したいとお考えですか？（複数回答あり。）

選 択 肢	件 数	割 合	
1 自分たちで利用する予定である	97 件	16.3%	} 問7-2へ
2 予定はないが、自分たちで利用したい	46 件	7.7%	
3 今の状態を維持したい	100 件	16.8%	
4 取り壊したい	58 件	9.7%	
5 特に考えていない	74 件	12.4%	
6 可能なら売却したい	175 件	29.4%	⇒問7-1-aへ
7 可能なら賃貸したい	46 件	7.7%	⇒問7-1-bへ
合計	596 件	100.0%	

□問7-1 希望する最低価格はどれぐらいですか？（ ）にご記入ください。

・問7-1-a 売却の場合：最低（ ）円ほど手元に残る

区 分	件 数	割 合
50万円	7 件	6.0%
51万円～100万円	10 件	8.6%
101万円～200万円	8 件	6.9%
201万円～300万円	18 件	15.5%
301万円～500万円	25 件	21.6%
501万円～700万円	8 件	6.9%
701万円～999万円	3 件	2.6%
1000万円	14 件	12.1%
2000万円	5 件	4.3%
相場価格、時価	7 件	6.0%
いくらでも良い	4 件	3.4%
固定資産評価額	1 件	0.9%
土地評価額	1 件	0.9%
坪2～3万円	1 件	0.9%
坪7万円	2 件	1.7%
坪10万円	1 件	0.9%
倉庫込み3000万円	1 件	0.9%
小計	116 件	100.0%
(無回答)	59 件	33.7%
合計	175 件	

・問7-1-b 賃貸の場合：最低、月（ ）円ほどの収入になる

区 分	件 数	割 合
3万円	14 件	30.4%
4万円～5万円	15 件	32.6%
6万円～9万円	7 件	15.2%
10万円	2 件	4.3%
30万円	2 件	4.3%
相場価格	5 件	10.9%
住居のみ10万円	1 件	2.2%
小計	46 件	100.0%
(無回答)	0 件	0.0%
合計	46 件	

□問7-2 何かしらの条件があれば活用を考えますか？（複数回答あり。）

選 択 肢	件 数	割 合
1 取り壊し費用への補助があれば、更地にして土地活用を考える	83 件	17.1%
2 十分な利益ができるなら売却を考える	110 件	22.6%
3 家賃収入が保証されているなら賃貸活用を考える	52 件	10.7%
4 リフォーム費用への補助があればリフォームして賃貸活用を考える	28 件	5.8%
5 現況のまま、借主負担でリフォーム等をするなら賃貸活用を考える	35 件	7.2%
6 現況のまま、借主がリフォーム等をしないなら賃貸活用を考える	7 件	1.4%
7 仏壇を別の場所に移せるなら活用を考える	13 件	2.7%
8 不要な家具類をそのままおいておけるなら活用を考える	12 件	2.5%
9 相談窓口等の手続等に関するサポートがあれば活用を考える	50 件	10.3%
10 貸し出す期間が数年程度なら賃貸活用を考える	10 件	2.1%
11 どんな条件があっても活用は考えない	86 件	17.7%
合計	486 件	100.1%

■問8 「空き家バンク（空き家等情報登録制度）」についてお聞きします。「空き家バンク」のような制度があれば利用してみたいと思いますか？

選 択 肢	件 数	割 合
1 利用したい	80 件	19.5%
2 制度の内容次第では使ってみたい	135 件	32.8%
3 利用する気はない	196 件	47.7%
小計	411 件	100.0%
(無回答)	126 件	23.5%
合計	537 件	

⇒ 調査終了

■問9 問8で「利用したい」、「制度の内容次第では使ってみたい」と回答した方で、市から「制度の案内」や「利用に関するご連絡を差し上げてほしい」という方は、ご連絡先をご回答ください。

選 択 肢	件 数	割 合
1 このアンケート票が届いた住所	127 件	87.6%
2 その他のご連絡先	18 件	12.4%
小計	145 件	100.0%
(無回答)	70 件	32.6%
合計	215 件	

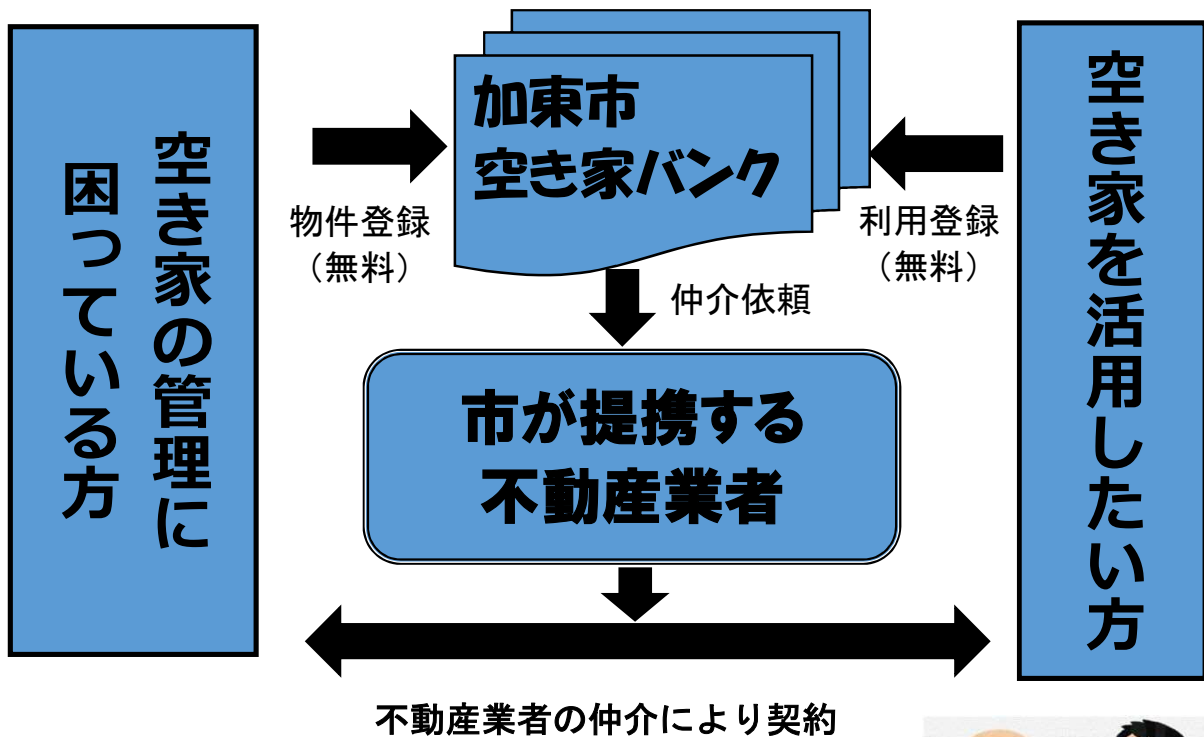
あなたの空き家を有効活用しませんか？



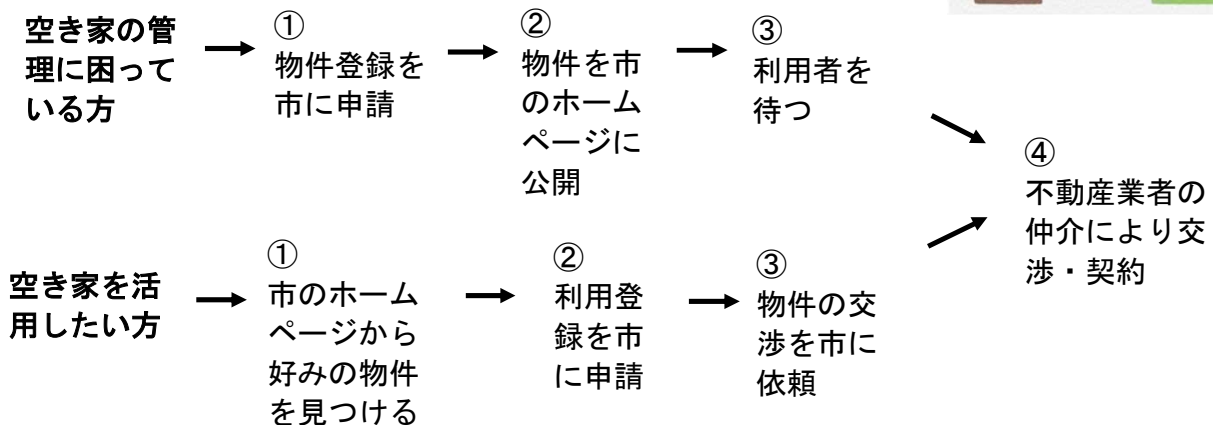
加東市空き家バンクへの 登録を募集します。

● 空き家バンクとは？

加東市内の空き家を「売りたい・貸したい・何とかしたい」方から物件情報を集め、「買いたい・借りたい・活用したい」方へ情報提供するための制度です。



● 成約までの流れ



【空き家の管理に困っている方へ】

● 物件登録の要件

□ 物件所有者の要件

- ☆ 不動産業を営む方でないこと。
- ☆ 暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- ☆ 市税等の滞納がないこと。 など



● 物件登録の手続き

加東市空き家バンク登録申込書に記載された誓約事項・同意事項を確認の上で、加東市空き家バンク登録カードに必要事項を記入し、申込書と登録カードをご提出ください。

【空き家を活用したい方へ】

● 利用登録の要件

□ 利用登録者の要件

- ☆ 不動産業を営む方でないこと。
- ☆ 暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- ☆ 市税等の滞納がないこと。 など



● 利用登録の手続き

加東市空き家バンク利用登録申込書に記載された誓約事項・同意事項を確認の上で、ご提出ください。

『加東市空き家活用支援事業』

● 改修工事費に対し補助する物件の要件

- ☆加東市空き家バンクに登録された物件で、空き家状態になってから6箇月以上経過していること。
- ☆空き家にあつては、住居の用途に供する部分の床面積が2分の1以上の建物であること。

● 補助限度額

☆一般世帯・事業所補助金

改修工事に要する補助の対象経費に、2分の1を乗じて得た額で1,000,000円以内。

☆若年・子育て世帯補助金

改修工事に要する補助の対象経費に、3分の2を乗じて得た額で1,500,000円以内。

☆移転補助金

移転に要する費用に対し、100,000円以内。



問合せ・申請先

加東市 まち・農整備部 地域整備課
〒673-1493

兵庫県加東市社50番地

TEL 0795-43-0527

MAIL chiiki-seibi@city.kato.lg.jp

今後のスケジュールについて

空き家等対策の進め方（イメージ）

	H28	H29	H30
空き家等実態調査	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 現地調査 意向調査 (利活用) </div>		
空き家等対策審議会		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 有識者・市民等で構成する審議会の設置・運営 </div>	
庁内検討会議	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 庁内検討会議の運営 </div>		
空き家等対策計画策定		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 実態調査を踏まえて審議会の意見を聴き、市が策定 </div>	
空き家等対策			
管理不全な空き家対策	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 条例に基づく助言・指導 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 計画に基づく行政指導 </div>
適正管理・有効活用	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 空き家バンクの運営 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 計画に基づく施策の実施 </div>
空き家リノベーション		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 空き家リノベーション </div>	